

第2回 こども家庭ソーシャルワーカー

資格認定試験（2025 年度実施）

『受験の手引』

こども家庭庁認定こども家庭ソーシャルワーカー資格研修認定・試験・資格登録機関

一般財団法人日本ソーシャルワークセンター

<はじめに>

こども家庭ソーシャルワーカーは、こども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を輩出することを目的に設立された認定資格です。こども家庭福祉のさまざまな場所・立ち位置で活用・実践できるためのソーシャルワークを専門的に学ぶことで、こども家庭福祉に係る支援の専門性の担保を目指します。児童相談所の児童福祉司や市区町村こども家庭センターの統括支援員などの任用要件の1つとしても位置付けられています。

なお、こども家庭ソーシャルワーカーはこども家庭庁が所管している認定資格で、一般財団法人日本ソーシャルワークセンター（以下「当センター」という）が、研修認定及び試験、資格登録機関としてこども家庭庁長官の認定を受け、試験の実施や研修実施団体の認定などを行っています。

受験申込みにあたっては、以下の試験概要等をよく読んでお手続きください。

1 試験概要

（1）試験日時

2026 年 3 月 1 日（日）13 時 00 分～15 時 00 分（2 時間）

（2）試験会場

大正大学（東京都豊島区西巣鴨 3-20-1）

最寄り駅：都営地下鉄三田線西巣鴨駅下車 A3 出口徒歩 2 分

JR 埼京線板橋駅東口下車徒歩 10 分

都電荒川線庚申塚駅又は新庚申塚駅下車徒歩 7 分

（3）受験申込み

① 受付期間

2025 年 11 月 21 日（金）13 時 00 分～2026 年 1 月 20 日（火）23 時 59 分

② 申込み方法

■ マナブルからお手続きください

・ マナブルのマイページに「ログイン ID」と「パスワード」を入力してログインします。

- ・ホーム画面の左側の一番上にある「研修・試験を探す」をクリックします。
- ・ホーム画面の上部にある「研修・試験名で検索」に「試験」と入力して検索すると「第2回 こども家庭ソーシャルワーカー資格認定試験（2026/3/1）」が表示されますので、必要事項を入力してお手続きください。

■受験申込みには以下の書類等が必要です。受験申込み画面からアップロードしてください。

・「**修了証**」

修了証のアップロードとともに受講した研修実施機関名を入力してください。受験申込み時において研修が修了していない場合は、「3. 受験資格（2）特例措置」を参照ください。

・「**顔写真**」

顔写真は試験当日の本人確認に使用しますので以下の注意事項を厳守してください。

- ア) サイズ : **縦35mm×横30mm**（フチなし）
- イ) 撮影時期 : **受験申込み前3か月以内**
- ウ) 背景 : 無地（白色が推奨）で、影や柄がないもの
- エ) 顔の寸法 : 頭頂から顎までが26mm±2mmの範囲
- オ) 服装髪型 : 無帽で、前髪で目が隠れていないこと
- カ) 表情 : まっすぐ正面を向き、顔の輪郭が鮮明、自然な表情
- キ) ファイル形式 : **Jpeg**
- ク) カラーモード : RGB カラー
- ケ) 解像度 : 300dpi 程度

以下の写真は本人確認には不適切ですのでご注意ください。

- ア) 実際の容姿と著しく異なる（加工した写真等）
- イ) 目をつぶっている
- ウ) 照明が眼鏡等に反射して目が確認できない
- エ) サングラスや色の濃い眼鏡等で目が確認できない
- オ) 顔 に影がある
- カ) ピンボケや手ぶれにより不鮮明なもの
- キ) マスクをしている
- ク) 複数人が写っている

注) 証明写真等をさらに撮影した写真は使用しないでください。

・「**本人確認書類**」（試験当日有効な顔写真付きのもの）

「本人確認書類」は以下のものから1点をアップロードしてください。

- ア) 運転免許証
- イ) パスポート
- ウ) マイナンバーカード（住民基本台帳カード）
- エ) 学生証
- オ) 在留カード・特別永住者証明書
- カ) 次の資格等の資格証明書
 弁護士、税理士、社会保険労務士、司法書士、宅地建物取引士、行政書士
- キ) 障害者手帳

注) 研修受講時と受験時とで氏名が変更になった場合は、新旧の氏名が確認できる書類を併せてアップロードしてください。例) 戸籍謄本、新旧姓が記載されている住民票等

③ 受験手数料

25,000 円（税込み・お一人・1 回）

- ・受験手数料の支払いは、当センターにおいて受験申込みがあったことを確認した後となります。確認後（受験申込みから 2～3 日後）メールにてご連絡しますので、マナブルのマイページに支払いのボタンが表示されていることを確認のうえ支払い手続きをしてください。
- ・支払い方法はクレジット決済、銀行振込、コンビニ支払いがあります。
- ・支払期限：1 月 20 日（火）まで（厳守）。受付締切日と同一日ですのでご注意ください。ただし、銀行振込及びコンビニ支払いは別途設定された支払い期限を優先し、設定された期限が 1 月 20 日を過ぎていても設定された期限までにお支払いいただけます。
なお、支払期限までにお振り込みがない場合は受験することはできません。
- ・領収書はマナブルのマイページの「個人支払い」から発行（ダウンロード）できます。
- ・一度お振り込みいただいた受験手数料は、理由の如何を問わず返金いたしません。

④ 受験票

2026 年 2 月 6 日（金）に郵送（投函）します。

- ・試験教室及び座席番号を通知します。
- ・受験番号は CFSW 受講者番号です（研修から試験、登録までを同じ番号で管理するため、CFSW 受講者番号を受験番号とします）。
- ・受験資格及び提出書類等の不備が解消できない場合は、受験することができず、受験票は送付されません。その場合は、当センターから連絡します。

（4） 合格発表

2026 年 3 月 26 日（木）15 時 00 分、当センターホームページに合格者の受験番号（CFSW 受講者番号）を掲載し、併せて正答及び試験問題を公表します。

（5） 障害のある方等の受験上の配慮事項

受験上の配慮を希望する場合は、下記の手続きにより申請することができます。なお、申請を希望される場合は、受験申込みとは別に 12 月 19 日（金）までに当センターホームページの「お問い合わせはこちら」からメールにてご相談ください。

<受験上の配慮申請手続き>

- ① 受験申込みの画面で「障害のある方等の受験上の配慮申請」欄の「申請する」にチェックしてください。
- ② 「受験上の配慮申請書」は、当センターホームページからダウンロードし、必要事項を記載してください。
- ③ 配慮申請の内容が確認できる「障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、母子健康手帳」等の写しを提出してください（手帳等がない場合は当センターまでご相談ください）。
- ④ 上記②、③の配慮申請に必要な書類は、1 月 20 日（火）までに受験申込み画面からアップロードしてください（受験申込みの締切日と同日です）。
- ⑤ 配慮申請の手続きにおいては医師の診断書の提出は必要ありませんが、配慮対応の検討の際に個別に医師の診断書の提出を依頼する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

<配慮の決定>

- ① 申請内容を基に配慮対応を検討し、結果をメールにて通知します。
- ② 配慮対応は、希望される対応を必ず受けられることをお約束するものではありません。障害等の種類・程度・症状と希望する配慮対応に合理性が認められ、その必要性が客観的に確認できる場合にのみ認められます。また、不正防止・公平性の観点及び会場の設備的・技術的制約・安全性の確保により対応できないと判断した場合は認められません。
- ③ 受験申込み締切り後に受験上の配慮が必要となった場合は、当センターにご相談ください。

<受験上の配慮の例>

障害別	受験上の配慮となる方	受験上の配慮の例
視覚障害	・全盲の方 ・拡大鏡等を使用しても、文字等の認識が困難な方 ・上記以外の視覚障害がある方	音声出題／代筆解答、文字解答、チェック解答、拡大文字対応、試験時間の延長、別室対応 拡大鏡の持参使用等
聴覚障害	・試験監督員等の発言の聞き取りに不安がある方	試験監督員等の発言事項等の文書による伝達等、別室対応
肢体不自由	・体幹の機能障害により座位を保つことが困難な方 ・体幹または両上肢の機能障害により筆記が困難な方 ・下肢の機能障害により歩行が困難な方 ・上記以外の肢体不自由がある方	チェック解答、代筆解答、試験時間の延長、車椅子、杖の持参使用等 別室対応
精神障害・精神疾患等	・精神障害、発達障害、高次脳機能障害、てんかん、心的外傷後ストレス障害等により、少人数の試験室での受験等の配慮が必要な方	個別対応 (別室対応等)
その他 病弱・妊娠	・妊娠中で別室（少人数）を希望する方 ・その他心身上の事情がある方	

<留意事項>

- ・「受験上の配慮申請」が認められた場合は、以下のとおり試験時間が変更されることがあります。
 音声出題／代筆解答 : (1.5 倍) 13 時 00 分～16 時 00 分 3 時間
 文字解答、チェック解答 : (1.3 倍) 13 時 00 分～15 時 35 分 2 時間 35 分
- ・受験に際し介助者が必要な場合は、配慮対応を申請したうえで、受験者自身が介助者を手配してください。なお、介助者は試験実施時間の前後に試験監督員の許可を得たときのみ試験教室に入室することができます。入室中は試験監督員の指示に従ってください。
- ・音声出題及び代筆解答にて受験する場合は、問題の読み上げ及び解答の代筆については試験監督員が対応します。
- ・車椅子に乗車したままでの受験を希望する場合は、「受験上の配慮申請書」に必ず車椅子のサイズを記載してください。
- ・別室での受験を希望する場合は、原則 2 名以上 8 名以下の複数人数の試験教室になります。なお、個室での受験（受験者 1 名の試験室）は文字解答、チェック解答等試験時間の延長が認められた

場合のみ対応します。やむを得ない理由で個室受験を希望する場合は、理由を記載してください。
ただし、希望される対応を必ず受けられることをお約束するものではありません。

2 出題形式・試験範囲・合格基準

(1) 出題形式

- ① 4 科目・64 問
- ② 筆記試験（マークシート形式）
- ③ 問題用紙 A4 冊子

(2) 試験範囲（科目ごとの問題数）

- ① 「こども家庭福祉」18 問
- ② 「関連知識」14 問
- ③ 「こども家庭福祉とソーシャルワーク（総合）」20 問
- ④ 「ソーシャルワーク」12 問

(3) 合格基準

次の 2 件の条件を満たした者を合格とします。

- ① 問題の総得点の 60%程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者
- ② 上記①を満たした者のうち、4 科目全てにおいて得点があった者

(4) 試験問題の持ち帰り

- ① 試験問題は試験時間終了まで試験教室内にいた場合に、持ち帰ることができます。
- ② 途中退室（試験開始後 60 分経過時から試験終了 10 分前まで）する場合は、不正行為防止の観点から試験問題を持ち帰ることはできません。

3 受験資格

(1) 受験要件

児童福祉法施行規則において定められた以下の①から④のいずれかの受験要件を満たし、かつ受験申込み締め切り時において受験に必要な研修を修了していることが必要です。ただし、いずれの研修も当センターが認定したものに限ります。

- ① 社会福祉士又は精神保健福祉士として、第 5 条の 3 第 1 項に規定する指定施設（次号及び第 3 号において「指定施設」という。）において 2 年以上主として児童の福祉に係る相談援助業務（児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいう。以下同じ。）に従事した者
- ② 社会福祉士又は精神保健福祉士として、指定施設において 2 年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者（前号に掲げる者を除く。）

- ③ 指定施設において4年以上主として児童の福祉に係る相談援助業務に従事した者
- ④ 保育士として、保育所、幼保連携型認定こども園その他これらに準ずる施設において4年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者

注：受験要件（資格取得ルート）に係らず同一の試験となります。また、科目の免除はありません。

（2）特例措置

前回第1回認定試験に引き続き今回の試験においても受験申込み時点で研修が修了していない場合でも、2026年2月25日（水）までに研修を修了し、「修了見込み証」を当センターへ提出（マナブルからアップロード）することで、「研修修了見込み」として受験申込みができることとします。

ただし研修の「修了見込み」として受験申込み（1月20日申込み期限）をしても、提出期日である2月25日までに研修を修了し「修了証」を提出できなかった場合は、受験することはできません。

また、修了証の提出ができないときを含め当日受験できない場合でも受験料の返金はいたしません。

注1：受験申込みは1月20日（火）が締切日です。締切日以降受験申込みはできません。

2月25日（水）は研修の「修了見込み証」で受験申込みした場合の「修了証」の提出期限ですのでご注意ください。

注2：研修の「修了見込み証」で受験申込みをし、2026年1月31日（土）以降に「修了証」をマナブルにアップロードした場合の受験票の郵送（投函）は、当センターにて確認でき次第順次郵送します。ただし、2月21日（土）以降に「修了証」をアップロードした場合は、試験当日までに受験票が到着しない恐れがあるため受験票の郵送はせず、試験当日試験会場の試験本部（受験票交付受付）にて受験票を交付しますので試験本部（受験票交付受付）までお越しください。

4 試験当日の注意事項

（1）当日の持ち物

- ① 受験票
- ② 本人確認書類原本（受験申込み時にマナブルにアップロードしたもの。）
- ③ 筆記用具 HBの鉛筆またはシャープペンシル、プラスチック消しゴム
- ④ 腕時計（置時計は不可）。スマートウォッチなど、時計機能以外の機能：端末機能、通信機能、辞書機能があるものは不可。
 - ・上記以外は机の上に置けません。試験監督員の指示に従いかばんの中にしまってください。
 - ・筆記用具・時計の試験会場での貸し出しは行いません。
 - ・ボールペンは、マークシートの読み取りができない場合があるため、使用できません。
 - ・試験会場が寒い場合がありますので、各自防寒対策（ひざ掛け等の用意）をしてください。

（2）本人確認

試験当日、受験者本人であることの確認を行います。

受験申込み時にアップロードいただいた写真及び本人確認書類の原本にて本人確認を行いますので、受験申込み時にアップロードいただいた本人確認書類（原本）を必ずご持参ください。

(3) 受験上の注意事項

① 試験会場開場時間

試験会場の開場時間は正午です。

② 試験当日の受付

試験当日の受付はありませんので、指定された試験教室へ直接お入りください。マナブルの QR コードを利用した受験の受付也没有ありません。

③ 試験教室への入室

・試験開始 20 分前（12 時 40 分）から注意事項等の説明が始まりますので、注意事項等の説明が始まる時刻までに必ず試験教室に入室・着席してください。

- ・受験票で通知した試験教室に入室してください。
- ・座席は、机の上に貼り付けられた座席番号及び氏名を確認して着席してください。
- ・試験教室及びトイレ以外の場所には、立ち入らないでください。

④ 途中退室

試験開始後 60 分経過時から試験終了 10 分前まで認めます。退室は試験監督員の指示に従ってください。ただし、試験問題を持ち帰ることはできません。

⑤ 不正行為を行った場合について

受験申込みにあたって虚偽または不正の事実が認められた場合や、試験当日に以下のような不正行為が判明した場合は、その受験を停止または試験を無効とすることがあります。なお、悪質な不正行為が確認された場合は、警察へ被害届を提出するなどの対応をとる場合があります。

＜不正行為の例＞

- ・試験時間中、携帯電話・スマートウォッチ等を身につけている、または使用が確認された場合
- ・カンニングが確認された場合
- ・試験終了時、筆記用具、消しゴムを机に置かず手に持っている場合
- ・退室可能時刻前に退室した場合
- ・解答用紙を提出せず試験教室から持ち出した場合

※その他、試験監督員等の指示に従わない場合は、試験を無効とする場合があります。

⑥ 携帯電話等の通信機器の取り扱いについて

- ・不正行為防止等の観点から、試験会場では携帯電話等の通信機器の使用を禁止します。携帯電話等の通信機器は、電源を切って配付された封筒に入れてかばんの中にしまってください。
- ・試験開始前に、試験監督員の指示により一斉に机の上に出していただき、電源が切られているか確認し、封入のうえかばんの中にしまってください。この指示後に携帯電話等を使用した、または身につけている場合は不正行為となり、試験を無効とする場合があります。なお、携帯電話の電源の切り方がわからない方は、事前に切り方を確認しておいてください。
- ・試験時間中に鳴らないよう、アラーム等は設定、もしくは必ず解除しておいてください。

⑦ 試験会場に関する禁止事項等

- ・試験会場には駐車場及び駐輪場はありません。公共交通機関を利用してください。なお、自家用車での送迎は、混雑、渋滞等の原因となりますので、ご遠慮ください。近隣店舗や近隣施設駐車場への駐車は、営業妨害となりますので、絶対にしないでください。近隣から苦情があった場合は、直ちに通報します。

- ・試験会場となる大学では、当センターの試験業務は行っておりませんので、電話による道順の照会等は絶対にしないでください。
- ・試験会場の下見はできません。
- ・試験会場内の教室や諸設備を破損・汚損しないでください。
- ・試験会場での喫煙は禁止です。
- ・試験教室内での飲食は原則禁止とします。
- ・ごみは各自で持ち帰ってください。
- ・試験会場での盗難・忘れ物は、当センターでは責任を負えませんので、ご注意ください。
- ・試験当日、試験会場付近で業者が合否連絡等の勧誘を行っている場合がありますが、当センターとは一切関係ありません。

⑧ 試験当日の体調について

- ・体温が37.5度以上ある場合または感染症の疑いのある症状がある場合は、受験できませんのでご了承ください。
- ・マスクの着用は個人の判断を基本とします。

⑨ 欠席した場合の対応

- ・試験当日に欠席する場合は、当センターに連絡する必要はありません。
- ・受験手数料は返金いたしません。
- ・欠席しても受験資格は失効しませんので、次回以降の試験の受験を申し込むことができます。改めて受験申し込みをしてください。その際、改めて受験手数料が発生します。

5 試験実施等に関する情報提供について

■試験実施に関する情報及び試験の中止や試験を中止した場合の代替措置に関する情報については、当センターホームページに掲載します。

■公共交通機関の運行遅延により、大半の受験者が試験開始時刻までに試験会場に到着できない恐れがある場合等は、最大1時間を目途に試験開始時刻を遅らせる場合があります。その場合も、当センターホームページに掲載します。

6 注意事項

(1) 受験申込み提出書類

- ① 受験申込みが受付されると、「受験申込み受付メール」が自動送信されます。このメールは受験申込みを受け付けたことを通知するもので、受験申込みが完了したことを通知するものではありません。受験申込み受付後、受験資格及び申込み書類等受験申込み手続きが不備なく完了したことを確認し、支払い手続き開始の通知メールを送信します。
- ② 受験申込み書類等に不備があった場合は、当センターから連絡しますので、指定された期日内に再提出してください。指定された期日内に提出がない場合は、受験できません。

- ③ 受験申込みの受け付け及び完了に関する照会には応じることができません。
- ④ 受験申込み受付後は、提出書類等の返却はいたしません。

(2) 受験申込み情報の変更

氏名、住所、メールアドレス、電話番号等受験申込み情報に変更がある場合は、マナブルのマイページから受験申込み情報の変更手続きをしてください。

(3) 受験手続きの変更

やむを得ない事由により「受験の手引」の内容を変更する場合は、当センターホームページに掲載します。

7 個人情報の保護

- 当センターは、社会福祉の増進に寄与することを目的とする法人として、個人情報の重要性を十分に認識し、「個人情報保護に関する法律」をはじめ、関連法規、ガイドライン等を遵守し、保有する個人情報を適切に取り扱い、かつ的確な安全管理を講じています。
- 当センターが保有する個人情報は、当センターの個人情報保護方針に基づき、特定された利用目的において、当センターが行う業務を遂行するために必要な範囲内で使用します。
- 当センターは、事前にご本人の同意を得ている場合や法令等に基づき許容されている範囲を除き、個人情報を第三者に提供することはありません。なお、当センターの業務を円滑に遂行するため、ご利用者の個人情報の取り扱いを委託業者に委託する場合があります。この場合、個人情報の安全管理対策を講じている事業者を選定し、かつ守秘義務に関する条項を含む契約等を締結します。また、取り扱い・管理が十分であるか確認かつ指導をし、個人情報の保護に努めます。
- 当センターの個人情報に関する詳細は、当センターホームページをご参照ください。
<https://www.jswc>

8 問合せ先

- 試験に関するお問い合わせは、当センターホームページの「お問い合わせはこちら」から「お名前」等必要事項を記入し、「⑦第2回試験受験申込みに関するお問合せ」にチェックを入れ、「お問合せ内容」に記入のうえ、「確認画面へ」から送信してください。
メールにてご回答いたします。

お問い合わせフォーム：<https://ssl.form-mailer.jp/fms/d78f46f7809100>

一般財団法人日本ソーシャルワークセンター

〒104-0045 東京都中央区築地 4-12-2 シグネットビル 7F